

差止請求書

2022 (令和 4) 年 8 月 3 日

茅斗総合設備
代表者 松崎 優斗 殿

適格消費者団体

特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会
理事長 池本 誠司

〒330-0064 さいたま市浦和区岸町 7-11-5

TEL 048-844-8972 / FAX 048-829-7444

事務局 加藤 一彦

第1 差止請求について

当会は、消費者の権利擁護を目的とし、商品、サービス及び契約に関わる調査、研究、検討を行っている消費者・消費者団体・消費生活相談員・弁護士・司法書士等で構成している特定非営利法人です。平成 21 年 3 月 5 日に内閣総理大臣から消費者契約法 13 条に基づく適格消費者団体として認定を受けております。

当会は、貴社に対し、消費者契約法 41 条 1 項の請求として本差止請求書を差し出します（従って、本書が貴社に到達すべき時期から 1 週間を経過した後は、消費者契約法の定める差止請求に係る訴えを提起することができます。）。

つきましては、本書面到達後 2 週間以内に、書面にて貴社の対応をご回答下さい。なお、貴社からの回答の有無・内容等は当会において公表する旨を念のため申し添えます。

第2 請求の要旨

貴社のウェブサイト広告「ウォーターメンテナンス (<http://www.suidouyasan-kinkyuu.com/>)」において、「550 円税込～」等と表示し、対象となる役務提供を最低額 550 円（税込）で受けることが可能であるかのように示す表示を行うことの停止を求めます。

第3 紛争の要点

貴社のウェブサイト広告「ウォーターメンテナンス」では、最も目立つ位置である広告ページの上部において、大きなフォント及び目立つ配色で「550 円税込～」と表示されており、水回りトラブルに関する修繕等の役務提供を最低金額 550 円（税込）で受けることができるかのような広告がされています。

しかし、実際は、550 円（税込）という金額は、基本料金の最低額であり、役務提供を受けるには、基本料金に加えて部品代及び作業費の合計金額を支払う必要が

あります。

したがって、水回りトラブルに関する修繕等の役務提供を最低金額 550 円(税込)で受けることができるかのような価格・取引条件の表示は、実際のものとは異なり、消費者に安価で役務提供を受けることができると誤認させる表示です。

よって、貴社のウェブサイト広告の表示は、水回りトラブルに関する修繕等の役務提供を最低金額 550 円(税込)で受けることができるかのように示す点で景品表示法 30 条 1 項 2 号) に該当するため当会は、貴社に対し、景品表示法 30 条 1 項に基づき、その停止を請求します。

第 4 訴えを提起する予定の裁判所
さいたま地方裁判所

以 上